

小田原市地球温暖化対策推進計画の改訂の概要

1 背景

(1) これまでの経緯

小田原市では、平成19（2007）年6月に小田原市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努め、地球温暖化対策を進めてきました。

平成23（2011）年12月には、小田原市総合計画や小田原市環境基本計画の全面改訂にあわせ、低公害車普及促進計画や環境行動計画等を統合し、本市の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画として、新たに小田原市地球温暖化対策推進計画（以下「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画の計画期間は平成23（2011）年度から平成34（2022）年度までの12年間であり、計画策定から6年が経過し、社会動向への適応や他計画の改訂内容との整合等を図るため、平成29（2017）年8月に、現行計画の改訂について、小田原市環境審議会へ諮問し、審議を行っています。

(2) 世界・国等の動向

近年の地球温暖化対策の動向として、世界では、平成27（2015）年に、気候変動に関する新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択され、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素化を目指すことが掲げられました。

これを受け、国では、平成28（2016）年に、「温室効果ガスを平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減する」との目標を掲げた地球温暖化対策計画を閣議決定し、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等を示しました。

また、平成30（2018）年6月には、気候変動適応法が公布され、地球温暖化やその他の気候変動によって起こるさまざまな影響に対応して、その被害等を防止・軽減する適応策を、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して推進することが定められました。

このように、近年、脱炭素や地球温暖化対策、気候変動への適応に取り組む動きが活発化しています。

(3) 小田原市地球温暖化対策推進計画策定の根拠となる法令

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

2 中間見直しの主な視点

主に次の視点に基づき中間見直しを行い、改訂素案を作成しました。

(1) 国の動向にあわせた内容の修正と本市の統計値等の更新

国の地球温暖化対策計画の閣議決定や気候変動適応法の成立等を踏まえた内容の修正を行うとともに、本市に係る統計値等の更新を行いました。

(2) 温室効果ガス排出量の最新値の反映

温室効果ガス排出量について、最新の数値を反映させました。

(3) 気候変動の影響への適応策に係る記述の充実

地球温暖化やその他の気候変動によって起こるさまざまな影響に対応して、その被害等を防止・軽減する適応策について、本市における適応策に資する事業を分野ごとに位置づけました。

(4) 重点プロジェクトの見直し

現行計画の策定後に改訂等をした小田原市総合計画や小田原市環境基本計画、小田原市エネルギー計画等の関連計画及び国・県の施策等との整合性を保つため、重点プロジェクトの内容を見直し、内容の更新や新たな事業の位置づけを行いました。

3 改訂素案について

構成は下表のとおりです。なお、見直しを行った箇所は、「小田原市地球温暖化対策推進計画 改訂素案」において赤字・下線で示しています。

改訂素案		現行計画	
第1章	計画策定の背景	第1章	計画策定の背景
第2章	計画の基本的事項	第2章	計画の基本的事項
第3章	小田原市の特性	第3章	小田原市の特性
第4章	小田原市の温室効果ガス排出量の現状と将来推計	第4章	小田原市の温室効果ガス排出量の現状と将来推計
第5章	温室効果ガスの削減目標	第5章	温室効果ガスの削減目標
第6章	目標の実現に向けて実施すべき事項(市域施策編)	第6章	目標の実現に向けて実施すべき事項(市域施策編)
第7章	<u>適応策の推進</u>	第7章	重点プロジェクト(市域施策編)
第8章	重点プロジェクト(市域施策編)	第8章	小田原市役所における取組(市役所事務事業編)
第9章	小田原市役所における取組(市役所事務事業編)	第9章	推進体制と進行管理
第10章	推進体制と進行管理		

4 改訂時期(予定)

平成31年3月

以上